

環境配慮と社会貢献への取組み

ペーパーレス保険証券・Web約款をおすすめしています！**下記注意事項もご確認ください**

お客様のパソコンやスマートフォン等から「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。

お客様がペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

- ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項**
- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」「重要事項のご説明」「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
 - ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」および「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意していただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。
 - ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

ご契約に関するご連絡・お問い合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

ご契約に関するお問い合わせについては、右のコードもしくは当社ホームページ (<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>) からご確認くださいか、下記までご連絡ください。

0120-95-0055 (無料)

アクセスはこちら



【ご注意ください事項】

- プライバシー保護のため、ご契約に関するご連絡・お問い合わせは保険契約者ご本人さまからお願いします。
- ご契約内容やお申し出内容によって、担当職員によるお手続きとなる場合もあります。

ゴルファー保険
(個人契約用)

ペット保険
ワンにゃんdeきゅん



「ワンにゃんdeきゅん」の商品内容などの詳細は、こちらからご確認ください。



「ゴルファー保険(個人契約用)」をご契約されているお客さまは、当社ペット保険「ワンにゃんdeきゅん」の**保険料が5%割引**になります。

※1 「ワンにゃんdeきゅん」はペット保険のペットネームです。 ※2 割引の適用には条件があります。詳細は取扱代理店または当社にお問合わせください。

⚠️ ご注意くださいこと

- このパンフレットは「ゴルファー保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店または当社にご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込むご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券(ペーパーレス保険証券)を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキが届かない場合は、当社までお問合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「ゴルファー保険」はゴルファー賠償責任補償特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- 取扱代理店は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入してください。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 事故が起こった場合、遅滞なく(ゴルファー傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は事故の発生の日からその日を含めて30日以内に)当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、賠償事故に関わる示談交渉・損害賠償請求権の委任等は、必ず当社とご相談のうえ、おすすめてください。
- このパンフレットに掲載の保険料は2024年10月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となる場合があります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

ゴルフのプレー中におけるさまざまなリスクに備えたい方に。

ゴルファー賠償責任補償特約セット パーソナル生活補償保険

2024年10月以降保険始期用



まだ誰も知らない安心を、ともに。

ゴルファー保険 (個人契約用)



補償内容

ゴルフのプレー中に発生する次のような事故や費用を補償します。

詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。



法律上の損害賠償責任を補償 (ゴルファー賠償責任補償特約)

補償重複

保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(注)が他人の生命または身体を書したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金等)に対して保険金をお支払いします。

(注)被保険者本人をいいます。ただし、被保険者本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります)を被保険者とします。

○ 保険金をお支払いする事故例

- ふりあげたクラブが後ろの人の頭に当たり、ケガをさせた。
- 見通しの良いコースで打った球が先行組の人に当たり、ケガをさせた。

✕ 保険金をお支払いできない事故例

- ゴルフクラブをスイングした時に借りているゴルフカートにぶつけ、ミラーを破損させてしまった。

※1 上記保険金をお支払いする事故例でも、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、保険金のお支払い対象とならないことがあります。
 ※2 被害者側およびゴルフ場側に過失がある場合等には、過失相殺等により被害者側の損害額に比べてお支払いする保険金が少なかったり、まったくお支払いできないことがあります。



ゴルフ中のケガを補償 (ゴルファー傷害補償特約)

保険期間中に被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガ(注)を被った場合、傷害入院保険金や傷害手術保険金、傷害通院保険金等をお支払いします。

(注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

○ 保険金をお支払いする事故例

- ゴルフ場敷地内でゴルフボールが当たり、ケガをした。
- ゴルフ場の浴場で誤って転倒し、捻挫した。

✕ 保険金をお支払いできない事故例

- ゴルフ場へ向かう途中、ケガをした。

※ 既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(ゴルファー保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(当社、他の保険会社を問いません)ご契約の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。



ゴルフ用品の損害を補償 (ゴルフ用品補償特約)

補償重複

保険期間中のゴルフ場敷地内におけるゴルフ用品(注)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。

(注)被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。

○ 保険金をお支払いする事故例

- ふりあげたクラブが木に当たり、折れてしまった。
- ゴルフ場でゴルフバッグが盗まれた。

✕ 保険金をお支払いできない事故例

- 自宅駐車場で車に積んでいたゴルフバッグが盗まれた。
- ゴルフボールのみ盗まれた。
- ゴルフバッグのスタンド部分が破損した。



ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合にかかる費用を補償 (ホールインワン・アルバトロス費用補償特約)

補償重複

アマチュアゴルファーである被保険者が、日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。

「同伴競技者」および「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」の両方が目撃(注1)(注2)、あるいは、ビデオ映像等により達成を客観的に証明できる必要があります。
 (注1)目撃とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することを行います。達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。
 (注2)費用のお支払いには、同伴競技者以外の第三者が署名または記名・押印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書が必要です。

! 重要 ! 原則として、キャディを同伴しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金お支払いの対象にはなりません。詳細はP5もしくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

○ 保険金をお支払いする例

- ホールインワンを達成し、ゴルフ仲間に配る記念品としてゴルフボールを購入した。
- アルバトロスを達成し、ゴルフ場に記念植樹を行った。

✕ 保険金をお支払いできない例

- ホールインワンを達成し、ゴルフ仲間に配る記念品として市販のクオカードを購入した。
- アルバトロスを達成し、自宅の庭に記念植樹を行った。

保険料例

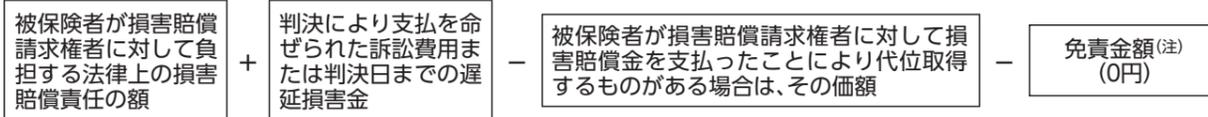
ご契約プラン		W1	V1	U1
(補償金額目)	ゴルファー賠償責任保険金額 (免責金額：0円)	2億円	1億円	5,000万円
	傷害死亡・後遺障害保険金額	790万円	450万円	200万円
	傷害入院保険金日額 (支払対象期間：支払限度日数：180日)	6,000円	4,500円	3,000円
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍		
	傷害通院保険金日額 (支払対象期間：180日、支払限度日数：90日)	4,000円	2,500円	2,000円
	ゴルフ用品保険金額	40万円	35万円	10万円
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	50万円	30万円	30万円
保険料(一時払)		14,300円	9,780円	7,280円

お支払いする保険金の額と保険金をお支払いできない主な場合

詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

1. ゴルファー賠償責任補償特約 補償重複

お支払いする保険金の額



(注)免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

- ※1 1回の事故につき、保険金額が限度となります。
- ※2 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。
- ※3 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。
- ※4 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意しない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。また、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

保険金をお支払いできない主な場合

次の損害に対しては保険金をお支払いできません。

- (1) 次のいずれかによって発生した損害
- ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波等
- (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害
- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ② 被保険者の使用人(被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任
 - ④ 被保険者が他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 自動車等の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

2. ゴルファー傷害補償特約

お支払いする保険金の額

(1) 傷害死亡保険金

保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

傷害死亡・後遺障害保険金額の全額

- ※1 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。
- ※2 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。

(2) 傷害後遺障害保険金

保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合にお支払いします。

傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)

- ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
- ※2 保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(3) 傷害入院保険金

保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払いします。

傷害入院保険金日額 × 入院日数

- ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日を限度にお支払いします。

(4) 傷害手術保険金

保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が約款所定の手術(注1)を受けた場合に、1回の手術について次の額をお支払いします。

- a. 入院中(注2)に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10
- b. 左記 a. 以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5

P1 補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意 もご確認ください。

※ 次に該当する場合の傷害手術保険金のお支払方法は以下のとおりです。

- ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合、傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。
- ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。
- ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。
- ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合、その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。

(5) 傷害通院保険金

保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の通院(注3)をした場合にお支払いします。

傷害通院保険金日額 × 通院日数

- ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日を限度にお支払いします。
- ※2 通院しない場合においても、約款所定のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。(2) 次のいずれかの場合については保険金をお支払いできません。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ③ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波等
- ① 原因がいかなるときでも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注4)
 - ② 入浴中の溺水(注5)。ただし、保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。
 - ③ 原因がいかなるときでも、誤嚥(注6)によって発生した肺炎
- ※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

- (注1) 手術とは、次の診療行為をいいます。
- ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。
・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為
 - ② 先進医療(注7)に該当する診療行為(注8)
- (注2) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。
- (注3) 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。また、柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。
- (注4) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- (注5) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注6) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- (注7) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り)。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- (注8) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り(診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。

3. ゴルフ用品補償特約 補償重複

お支払いする保険金の額

被害物の損害額(被害物の修理費または時価額(注1)のいずれか低い方が限度となります)

- ※ 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失・被保険者と同居する親族の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
- ③ ゴルフ用品の欠陥
- ④ ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等
- ⑤ ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、その他外観上の損傷またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害は除きます。
- ⑥ ゴルフ用品の置き忘れ・紛失

- (注1) 時価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額(注2)から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- (注2) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

4. ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 **補償重複**

保険金支払対象となるホールインワン・アルバトロス

日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次のいずれかに該当する場合

- ①「[同伴競技者]および「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」の両方が目撃△したホールインワンまたはアルバトロス
 <「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」の例>

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者

！重要！ 原則として、キャディを同伴しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金お支払いの対象にはなりません。

- ②達成証明資料(ビデオ映像等)により、その達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス

※ 公式競技の場合、「同伴競技者」または「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」のいずれかの目撃△がある場合もお支払いの対象となります。

お支払いする保険金の額

次の費用のうち、実際に支出した額。

ただし、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ご契約のホールインワン・アルバトロス費用の保険金額が限度となります。

- ①贈呈用記念品購入費用(注) ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀
 ⑤その他慣習として支出することが適当な次のいずれかに該当する費用(ただし、保険金額の10%が限度となります)
 ●社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 ●ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用
 ●記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用
 (注)貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードの購入費用を除きます。ただし、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用は、贈呈用記念品購入費用とみなします。

！ 目撃とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

保険金のご請求にあたっては、次の書類のご提出をお願いいたします。

- ①同伴競技者が署名または記名・押印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 ②被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が署名または記名・押印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 ③次のいずれかの書類または証拠
 ア. **保険金支払対象となるホールインワン・アルバトロス** ①の場合
 同伴競技者以外の第三者が署名または記名・押印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 イ. **保険金支払対象となるホールインワン・アルバトロス** ②の場合
 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像等
 ④ホールインワン・アルバトロス費用の支払を証明する領収書

※ 公式競技において、「同伴競技者」または「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」のいずれかの目撃があるホールインワンまたはアルバトロスについては、②、④の他、①または③のア.のいずれか一方の書類をご提出ください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ①ゴルフ場経営者とその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
 ②ゴルフ場の従業員等が実際に勤務し働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
 ※ 日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロスは、お支払いの対象外です。

事故対応サービス

あいおいニッセイ同和損保の 24時間365日事故対応サービス	It's MORE いつも安心。もっと安心。
事故の受付から保険金支払いまでのフロー	既に当社対応中事案の相談
事故の受付 → 保険金支払いの可否判断	一般的な事故相談・アドバイス → 既に当社対応中事案の相談・対応
土曜の昼 誤って木にゴルフクラブをぶつけてしまい壊してしまいました。これって補償の対象ですか？ お客さまのセットされている特約によっては補償の対象となる可能性があります。契約内容を確認させていただきます。	平日の夜 先日、ゴルフ中のケガをした箇所の治療が終了しました。今後どのように対応したらいいのでしょうか？ それでは、保険金請求の流れと必要書類をご説明させていただきます。

※ 契約内容や事故の状況により、保険金お支払い可否の判断等、事故対応サービスの内容は異なります。
 ※ お客さまや相手の方との面談による対応、保険金のお支払い手続き等は、平日の営業時間内での対応となります。

保険金請求書類のご提出 → **保険金お支払い内容の確定** → **保険金のお支払い**

事故が起こった場合、30日以内に以下のいずれかの方法で当社にご連絡ください。

ホームページによるご報告 | 公式HPトップ > 事故のご連絡

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>

電話によるご連絡 | 日本生命お客さま専用ダイヤル

0120-39-1012(無料) ●受付時間[24時間365日] ●おかけ間違いにご注意ください。



▲事故のご連絡

契約概要のご説明

●保険商品の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

ゴルフファー保険はゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合や、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に保険金をお支払いする保険です。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

(2) 被保険者の範囲

ゴルフファー保険の被保険者は、保険申込書の被保険者欄に記載の方(本人)のみとなります(注1)。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約をセットする場合の被保険者は、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方とし、ゴルフの競技またはゴルフの指導(注2)を職業としている方を除きます。
 (注1)被保険者欄に記載がない場合は、申込人(保険契約者)が被保険者となります。
 (注2)ゴルフの指導とは、他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。

2. 基本となる補償等

(1) 基本となる補償および主な特約の概要

保険金をお支払いする主な場合はP1およびP2を、保険金をお支払いできない主な場合はP3からP5をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

(2) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまのご契約の保険金額は、保険申込書をご確認ください。ゴルフファー賠償責任保険金の免責金額についても、保険申込書をご確認ください。

●各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入等に照らして適正な額となるように設定してください。なお、ゴルフファー傷害補償特約における傷害死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円が限度となります。

- ①被保険者が始期日時時点で満15才未満の場合
 ②保険契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合

●保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ①保険期間:1年間 ②補償の開始:始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
 ③補償の終了:満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご契約プランにより決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

- ①保険料の払込方法は一時払となります。
 ②保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、取扱代理店やご契約内容によっては取扱いできない払込方法があります。
 ※ 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

主な払込方法	一時払
口座振替	○
クレジットカード払	○

③保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または当社にお申し出ください。

- ①ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分より多少少なくなります。
 ②始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

ご契約いただくお客さまへのお願い

保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

あいおいニッセイ同和損保
 カスタマーセンター **0120-721-101** (無料)
 ●受付時間[平日9:00~17:00]
 ●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合は

日本生命
 お客さま専用ダイヤル **0120-39-1012** (無料)
 ●受付時間[24時間365日]
 ●おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
 [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]
 一般社団法人
 日本損害保険協会
 そんぽADRセンター **0570-022-808**
 ●受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
 ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
 ●携帯電話からも利用できます。
 ●電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
 ●おかけ間違いにご注意ください。
 ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)